

別紙

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象となる医療機関	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率
協定締結医療機関設備整備事業	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所の開設者	病床確保（感染症法第36条の2第1項第1号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費 ア 簡易陰圧装置 イ 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） ウ 簡易ベッド	ア 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000円 イ 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1 台当たり 9,350,000円 ウ 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円	第4欄に定める対象経費の実支出額と第5欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。 10分の10
	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所の開設者	発熱外来（感染症法第36条の2第1項第2号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費 ア 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） イ 簡易ベッド ウ HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	ア 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1 台当たり 9,350,000円 イ 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円 ウ HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設あたり 905,000円	第4欄に定める対象経費の実支出額と第5欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。 10分の10

- ※1 上表第3欄の「医療措置協定を締結する」には、県に「確認書兼同意書」を提出済等、既に協定締結することが決まっている場合を含む。
- ※2 他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。
- ※3 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。